

報告第 1 4 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

補助金返還請求訴訟に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年10月17日

足立区長 近藤 弥生

補助金返還請求訴訟に関する和解について

足立区は、株式会社今井工業が受給した自転車駐車場運営費に係る補助金返還請求訴訟につき、下記により和解する。

記

1 相手方

東京都足立区東伊興二丁目19番3号 株式会社今井工業

2 和解の要旨

相手方は、足立区に対し、金200万円を平成23年11月から平成40年6月まで月1万円ずつ支払う。また、相手方の代表取締役を連帯保証人とする。